

分科会1a (大津担当分)

教務の仕組みデザイン ～大学の裁量を理解し、活用する～

大津 正知

茨城大学 教学イノベーション機構/情報戦略機構

自己紹介 (大学とどのように関わってきたか)

I 出自・専門

長崎県生。物理学→科学史に転向。現在の専門：高等教育マネジメント

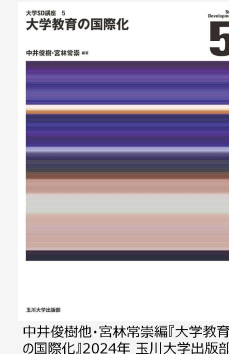
II 経歴

- ①特任助手 ②大学職員 (国立大学約10年、私立大学約5年)
- ③現職 (教学イノベーション機構/情報戦略機構)

II 業務歴

教育改革、質保証、大学評価、
FD/SD、IR、競争的資金獲得、...

高等教育政策に対する
実務(実体験)的関心
+ **学術的関心**



-3-

目次 (内容紹介)

大学の裁量をより深く理解するために、知の総和答申で言及されている以下の事項を採り上げ、そもそもの考え方を踏まえた運用のポイントをみていきます。

- * 厳格な成績評価と卒業認定 (出口における質保証)
- * メディア (遠隔、オンライン) 授業
- * 大学院教育 (特に研究指導)

最後に、教務業務と大学の裁量についてあらためて考え、まとめにします。

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～ (答申)要旨② 中央教育審議会(令和7年2月21日)

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
 - 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し ➢同時履修科目の絞り込み促進
 - レイオスベシエライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
 - 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価と卒業認定の実施 ➢成績優秀者への称号授与 等
 - 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
- 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
 - 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
 - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - 学士・修士5年一貫教育の大幅拡充(特に人文・社会科学系)**等

イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進

- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

2 多様な学生の受入れ促進 (外国人留学生や社会人等)

- ア. 多様な学生の受入れ促進
 - 多面的・総合的な入学者選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - 転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し** 等
 - 障害のある学生への支援 等
- イ. 留学モビリティ拡大
 - 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実 ➢多文化共修環境整備 ➢**留学生の定員管理方策の制度改革** 等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等

ウ. 社会人の学びの場の拡大

- 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
- 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

エ. 通信教育課程の質の向上

- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方を見直し
 - 通信教育課程の更なる質の向上のための制度改革**や学生支援に向けた検討 等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - 大学共同利用機関等の機能強化 等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - 高等教育機関の情報を機能的に比較できる**新たなデータプラットフォーム(Univ-map(ユニマップ))**(仮称)の構築
- 全国学生調査の活用



「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)要旨」から

1. 成績評価及び卒業認定について、その認識を深め、運用の原則を確認しましょう。

【質問】

そもそも、単位の授与（可否）以外に、なぜ成績を付ける必要があるのでしょうか。（なぜGPA制度が導入されたのでしょうか。）

<メモ>

-6-

そもそも成績評価とは

-7-



関連する条文

-8-

第25条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

- ・評価基準の明示、適用（→厳格な成績評価）
- ・単位・・・学修の成果の評価

GPA制度の趣旨

授業の到達目標に到達「C」

D：十分とは言えないが、ある程度の学修達成はあった、望ましい水準には不十分だが、一応の合格という評価

<Dの存在意義>

- ・僅かに合格点に達しない学生と0点の学生との違い
- ・ある程度の達成はあった科目も不合格となれば、卒業延期になりかねない
- ・卒業延期を避けるため、教員が評価を甘くすることを避ける

GPA：学修成果（質保証）、学生の主体性、諸制度との連携（CAP制等）、・・・

・・・大学の教育理念や単位制度の趣旨と連動

単に素点を区切って段階評価に変換し、その単位あたり平均をとったものではないのだが、・・・

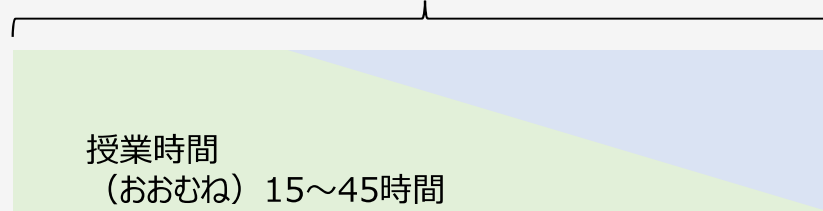
Grade	G P
A : Excellent/Outstanding	4
B : Good	3
C : Satisfactory/Acceptable/Fair	2
D : Passing/Poor	1
F : Failing	0

9

大学設置基準における単位の計算

<1単位>

45時間の学修量（標準）



※2022年の設置基準改正

授業方法（講義、演習、実験、実習、実技）による「しぼり」の撤廃

⇒（標準的な）学修時間の設定から、大学の判断、責任で単位数を決定する

単位制度の理念

大学の「単位制度〔credit〕」

- 科目選択制（カリキュラムの自由化）
- 満足な学修成果
- 授業時間外の自主的な学びの重視

・・・戦後の大学教育の理念（「一般教育」導入の根幹）

新制大学：一般的、人間的教養の基盤の上に、学問研究と職業人養成を一体化
 ⇔旧制：専門化があまりに狭い、職業的色彩が強い（米国教育使節団報告書1946）

「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（学校教育法）

成績評価運用のポイント

○単位制度の趣旨を理解した対応を

「なぜ出席点を成績に入れてはいけないか」

→出席は学修の成果と言えるか（第27条）

「授業の出席回（2／3）が足りない場合は？」

「なぜ授業中に試験をしてはいけない？」

「全員A（GP:4）ではいけないのか？」

・・・

※基本的に文科省の指示はない（法令の条文のみ）

（評価機関の評価の観点、資格関係、JABEE等で指針が存在する場合はある）

成績評価運用のポイント②

成績評価 ……シラバスが重要にある

〔評価基準の明示（第25条の二第2項）〕

※成績評価単体ではなく、到達目標、教育方法・学修活動の丁寧な記述が必要

「到達目標は学生が主語で記述されるのか」
「成績評価基準と成績評価方法は別ですか」
「なぜ15回分の授業回の説明が必要か」

…

⇒ 単位制度の趣旨、社会的良識、教育的配慮から判断
(……第三者がみても妥当性のある説明になっている必要性)

【質問】

卒業に必要な単位の修得と合わせて、卒業認定を実施すべきでしょうか。

<メモ>

関連する条文

学校教育法施行規則

第165条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

一 卒業又は修了の認定に関する方針

大学設置基準

第32条第1項 卒業の要件は、124単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

※卒業認定の実施は必須ではないが、DPに沿った取組は必要(重要)、かつ、出口における質保証の観点を踏まえると、…

成果〔総括的〕／過程〔形成的〕

「学生にジェネリックスキルの試験を受けさせるべき？」

卒業論文、卒業研究、卒業制作等

第21条第3項 前項の規定（単位の計算方法）にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

<想定できる例>

・卒業研究等に係る授業15時間＋卒業研究等に係る活動75時間

⇒ 2単位とすることも可

(……単位数は凡その学修時間から算出。授業時間等は柔軟に)

卒業研究等 < 単位せず — 卒業要件とすることは可(第32条第1項)
単位化 — 授業科目 ①通常の単位の計算
②特殊な単位の計算

②の場合のシラバス：授業形態に応じた柔軟な記述が可能だが、シラバスの原則は踏まえる。単位数の根拠となる必要な学修(時間)の想定(記述)を

……何でもありのようで何でもありではない。条文等の根拠、大枠、原則の確認を

2. メディア（遠隔、オンライン）授業について、その要件を確認し、留意すべき点をみていきましょう。

【質問】

メディア授業の活用がすすむと、通信制大学と通学制大学との差異はどうなると考えますか？

<メモ>

-18-

メディア授業とは

-19-

第25条第2項 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業（注：講義、演習、実験、実習、実技）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

〔大学通信教育設置基準第3条第1項〕授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第9条第2項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第6条第2項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第1項の方法による授業（第6条第2項及び第9条第3項において「面接授業」という。）若しくは同条第2項の方法による授業（第6条第2項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

印刷教材等による授業 放送授業 面接授業 メディアを利用して行う授業

通信制大学

通学制大学

メディア授業に関する留意事項

-20-

メディア授業告示

平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）

①同時双方向型

※授業中、教員と学生が、互いにやりとりを行ったり、学生の教員に対する質問の機会を確保したりするなど、面接授業に近い状態

②オンデマンド型

※毎回の授業終了後すみやかに設問解答、添削指導、質疑応答等の十分な指導を併せ行うこと

「オンデマンド型授業は放送授業ではないと説明できますか」

→通信制にだけ許されている

・卒業要件124単位のうち60単位まで（大学設置基準第32条第5項）

・大学院：規定なし →30単位すべてが可

※研究指導が必要なことに留意

【形態】「同時」又は「双方向」である必要はない

【指導方法】① 毎回の授業の実施に当たって、**指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は**

② 当該授業を行う**教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、**【※MOOC等】

設問解答、添削指導、質疑応答等による**十分な指導***を併せ行うことが必要。

* 学期末などにまとめてではなく、毎回の授業の実施に当たって併せ行う。

→いつまでに質疑応答を行うべきかについては、従来の通知等では必ずしも明示されていないが、①学生が疑問をただちに提出できる環境があること、②当該疑問が次の講義の学修の前提となる場合には、次の講義までに、もしくは次の講義のなかで回答を行うこと、③②以外の場合には、講義期間中適切な時期に回答を行うこと、を目安として示してはどうか。

* 「指導」には、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが含まれる。

→従来の通知等では示されていないが、ICTの活用例として、たとえば、よくある質問とそれに対する答えについてAIに蓄積し、学生からの質問があった場合にはAIが回答し、AIが判断に迷う質問については担当教員若しくは指導補助者がフォローする、といった手法も考えられる。

【意見交換】当該授業に関する**学生の意見交換の機会***の確保が必要

* 大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりする等

中央教育審議会大学分科会第18回制度・教育改革ワーキンググループ（平成30年9月7日）配付資料から



メディア授業運用のポイント

(NIAD-QE分析項目6-4-8)

通信教育を行う課程以外では、厳しい確認はない？

…メディア告示の内容の遵守は前提（一部では確認）

メディア授業：指導法の工夫という積極的な位置づけに

＜メディア授業だから特殊ということはない＞

- ・面接授業に相当する教育効果が認められること
- ・1単位45時間の学修が必要なこと
- ・大学院教育に研究指導が必要なこと

○授業における学生の学修時間が明確である必要性

→ オンデマンド型授業は授業週の削減手段ではないはず

※教育効果や学修時間の説明が必要なはず

3. 大学院の研究指導について、その制度的理解を行い、要請される内容を考えましょう。

【質問】

大学院教育の特徴の1つは研究活動にありますが、学内制度上、研究活動の実施をどのように保証すべきでしょうか？

＜メモ＞

大学院教育の制度的特徴

第12条第1項 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年（－略－）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。（－略－）

修士課程 2年（≒ 60単位相当の教育）

授業科目 = 30単位以上 ⇒ 学位論文等の成果
研究指導（≒ 30単位相当）

・・・研究指導 ≠ 授業（研究指導を除いて30単位以上の授業を履修）
「研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位に含めていないことを確認する」（NIAD-QE『自己評価実施要項』）

大学院教育の3つの柱

○授業科目

○研究指導

●学位論文

関連する条文

第11条 大学院は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針（→「卒業又は修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」）に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第14条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

大学院教育の3つの柱

○授業科目（体系性）

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（大学基準協会「評価の視点」）

○研究指導（計画・実施）

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（大学基準協会「評価の視点」）

●学位論文（基準、審査）

・大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること（NIAD-QE分析項目6－7－2）

4. さいごに、今日の教務業務について考え、まとめとします

教務業務再考

教務業務

通常：単位や成績の事務処理、教員・学生対応、…
改善：制度設計（見直し）、法令改正対応、
履修要項等の改訂（制度の趣旨の浸透）、…

「政策動向 → 制度設計 → 運用」

通常業務は、制度の趣旨の浅い理解でも履行可能？
しかしながら、…
イレギュラーが事象へ対応の根拠や判断基準は？
制度を改正する指針は？

ささやかなまとめ

- * 今日的高等教育政策は教育の質に関する具体的指示は少なく(しかし、答申等の提言は続く)、大学は裁量の範囲を自覚することが求められる。
- * 実際の制度設計に当たっては、法令を遵守しつつ、その趣旨を理解し、妥当な説明が可能であることを踏まえ、大学の責任のもと取り組む必要がある。
- ・第三者(評価)も納得できるものであることが前提となるが、まず各大学の実情を踏まえた適切な「落とし込み」が重要になる（「骨抜き」ではなく）。

ご清聴 感謝します。

大津 正知（おおつ まさと）

＜茨城大学 教学イノベーション機構／情報戦略機構＞

ご質問、ご意見等は

masatomo.otsu.zc52 @ vc.ibaraki.ac.jp

まで お願いします。